

2022年6月30日

お取引先各位

アルバック・クライオ株式会社
営業部本部 サービス技術課

廃棄依頼品の引き受け中止のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件に付きまして、修理不可能による廃棄処分の場合、弊社が廃棄処分の窓口業務を行っておりました。この行為を行政書士に確認した結果、法的に問題があるとの指摘を受け、これまでの廃棄処分の窓口業務が違法な行為と判断されたことから、廃棄処分の窓口業務を行うことが不可能となりましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

【指導内容】

- ①産業廃棄物は、排出事業者（所有者）自身または排出事業者が廃棄物処理事業者に委託して処理しなければならない。
- ②弊社は、排出事業者、産業廃棄物処理業者のどちらにも該当しない。

(平成 29 年 3 月 21 日 環境省通知：環廃対発第 1703212 号 抜粋)

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について

排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど排出事業者の義務を遵守しなければならない。

つきましては、今後、修理を行わない場合には、運送費を貴社ご負担とし返却させていただきますのでご了承の程お願いいたします。

誠に恐縮ではございますが、事情ご賢察の上、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

※機種更新による廃棄依頼の場合はご購入頂いた窓口にご相談ください。

以上